

The Collapse of the Commodity-exchange in Soviet-Russia [2]

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Kajikawa, Shinichi
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00001089

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



商品交換の崩壊・ソヴィエト社会主義の

一つの試みの歴史（その2）

梶 川 伸 一

前号からの続き。

2) 協同組合の欠陥

Γ) 国家機関との関係

1921年の商品交換制度を崩壊させた原因の一部は、協同組合の構造自体に帰せられるが、むしろ協同組合による商品交換の実施を妨げた大きな原因は、協同組合を取り巻く劣悪な環境に求められ、それは国家機関、特に食糧人民委員部（以下 НКП）との関係で明白に現れた。

そのようなものに先ず、県消費連合（以下県ソユーズ）と中央機関との関係の隔絶や混乱があった。西部のミンスク、ゴメリ、ブリャン県からは、これら相互関係の隔絶について、「中央の指令は事前協議無しに県ソユーズに下ろされる。このため原料調達が進捗しなかった。消費組合中央連合（ツェントロソユーズ、以下消費中央）事務所のある所では、これら事務所と現地の県ソユーズとの活動とに重複が生じ、事務所と県ソユーズとの相互関係は極端な反目 *враждебность* に特徴付けられる。消費中央の地方事務所は現地の組織からどんな支持も得ていない。地方での活動の欠陥の主要な原因は、中央との隔絶である⁽¹⁾」と報告された。

そして当然のことながら、辺境地区で中央との断絶は随所に見られた。チュメニ県ソユーズでは、中央の具体的指令がないために、県食糧委と県ソユーズは商品交換の準備が出来なかった。⁽²⁾シベリアでは、郵便、電報が不完全なため、中央からの命令、指令が徹底されなかった。⁽³⁾逆に、中央も地方の情報に疎かった。ヴィヤトカからは、「何が、どのようにして、どこで行われているかについての包括的報告は一つもない。現地の出版物は、郡と県の取引についても不完全にしか伝えていない。地方からの特派員は、十分な資料を与えていない」と報告された。⁽⁴⁾

商品交換の失敗に関連して協同組合の不首尾を総括した論文の中で、次のように中央と地方との関係が示されている。「中央は地方に、地方が中央との関係を維持せず、命令を遂行しないのだと訴え、地方は中央が地方の活動を妨げているのだと訴えている。…例えば、全ロシア全権集会で、商品交換の進捗の報告を送付する旨の強制的提案がされたにも拘らず、87県ソユーズの内、11県ソユーズが送ってきただけである⁽⁴⁾」。協同組合内での中央と地方の断絶はこのようであった。

以上の隔絶と混乱は協同組合内の関係に留まらなかった。農産物調達に於ける НКП と協同

組合の拮抗関係は著しく、これが特に協同組合の商品交換の遂行に有害に作用したことは強調されてよい。

法的には НКП を現物税、消費中央を商品交換の実行機関とする、いわば分業体制が採られていたが、この中で幾つかの場合には対立関係さえ生じた。⁽⁵⁾ НКП 活動家は協同組合機関がブルジョア的であるとして懐疑的であり、⁽⁶⁾ それに対し、協同組合活動家は商品交換業務遂行での食糧機関の敵対行為を非難し、⁽⁷⁾ 乏しい獅子の分け前を巡る争いを展開していた。

消費中央は21年5月初めに公表された県ソユーズへの指令の中で、「国家は協同組合機関の強化に配慮しているが、地方の県食糧委は最終的には協同組合機関を解体させたり、協同組合活動家を〔協同組合外の活動に＝引用者〕動員し続けている。消費中央は県ソユーズに、必要な場合には執行委員会と党委員会に訴えても、必要な活動家の外への配置替えを断固拒否するよう指示する…」と訴えた。⁽⁸⁾

8月の収穫期になり、НКП は集中的に徴税カムパニアに乗り出し、各地でコムニストを含む動員が実施された。例えば、トヴェリ県では税監督官の90%が郡〔党〕委員会により選抜されたコムニストであった。⁽⁹⁾ ペンザでは県委員会から153人が動員された。⁽¹⁰⁾

コストロマ県での税カムパニアを例に採ろう。先ず21年の収穫に先立ち、地方機関紙「クラスヌイ・ミール」で大々的に宣伝活動が行われ、6月20日から7月10日まで、県の至るところで「食糧税週間」が組織された。徴税のために県労組の援助で、県食糧委により税監督官の特別カードルが動員された。8月初め、コストロマ市に全ロシア中央執行委と НКП の特別全権ゴロシチェキン Голощекин が到着し、同月10日から食糧活動が開始された。全権の到着で県での食糧活動は急速なテンポで進み、そして彼の視察に関する指令（プリカース）が出された。徴税カムパニアは厳しい状況の中で実施され、食糧税と種子返還の徴収で不正な活動をしたと認定された食糧活動家は、革命裁判所に引き渡されるか、拘留された。勝手に仕事を離れるか現場に行かなかった税監督官は解任され、革命裁判所に引き渡された。このような厳しい食糧活動の監査のため、総ての郡に県食糧委の特別全権が派遣された。⁽¹¹⁾

以上の例で見られるような、緊急体制をも含む厳しい状況の中での税カムパニアの展開にも拘らず、農民は耕地や穀物の隠匿を含めて様々な方法で税の忌避を図った。

10月15日付で、「食糧税の徴収業務で最も困難で重大な時期が訪れた。最近、税支払人の税納入からの大衆的逸脱が現れ始めた。…これを防ぐために、食糧機関の強化と保全のための緊急措置を採ることが必要である」旨の指令が、総ての食糧機関に対し НКП 全権 А. И. スヴィデルスキーの名で出された。⁽¹²⁾ ここでは食糧税徴収の際に採られた幾つかの強制措置に直接触れる余裕はないが、要するに、穀物調達に際して、先ず徴税カムパニア自体が大きな困難に遭遇していたのである。

このため、徴税の強化に向けての幾つかの措置が採られなければならなかった。

21年10月1日の НКП 参与会議で調達管理局長官 В. Н. セーニン Сенин は、税カムパニア

の進捗について次のように報告した。現在採用されている税の不払いに対する処罰のうち、最大は6カ月の禁固で、専ら採用されているのは条件付き処罰、不定期拘留、条件付き没収であり、一部では市場が閉鎖されたが、大規模な閉鎖は油と卵税に関して適用されただけである、⁽¹³⁾と。しかし実際には地方により更に厳しい措置が採られていた。

市場の閉鎖に関しても、より大々的に各地から報告されている。幾つかの県では納税が自由取引の条件とされた。アストラハン県では、干草の市場での販売は禁止され、税を遂行し税納付書を持つ農民にのみ販売権が認められた。⁽¹⁴⁾スタヴロポリ県では、市場とバザールが税監督官の監視下に置かれ、県執行委員会と県食糧委は、食糧税の納付書無しで、課税対象生産物を販売するのを禁止した。⁽¹⁵⁾当然にも納税不履行の場合は市場が閉鎖された。オレンブルグ県オレンブルグ郡では、食糧税が大量に不払いであったため、県食糧委は干草、肉、馬鈴薯、バターの自由販売を禁止した。⁽¹⁶⁾県食糧委で税の納付が少ないと報告されていたヴォログダ県では、住民に義務を遂行させるには一時的に市場を閉鎖するしかないと見て、県食糧参事会は9月24日から10月5日まで自由市場を閉鎖した。⁽¹⁷⁾市場閉鎖の例は随所で報告され、トゥーラ県では種子税⁽¹⁸⁾に関して2週間、市場が閉鎖され、アルハンゲリスク県の一部でも市場の閉鎖があった。最近の研究では21年12月1日までに、穀物、馬鈴薯のような農産物の取引が5県全体で、19県の一部で禁止されたことが指摘されている。⁽¹⁹⁾

このような税カムバニアの過程でのセーニンの前述の報告を超えるほどの大規模な市場の閉鎖は、何を物語っているのだろうか。

第1に指摘しなければならないのは、収穫期のこの時期に既に自由市場が全土に展開され、農民は国家への供出義務を回避し、生産物を市場へ出荷することを志向するようになったことである。11回党協議会で、ペルミ県経済会議の指令を引用してブーノフが、「農業住民の主な需要は専ら私的市場により充され、県の商品取引 *товарообмен* のほぼ75%がそれである」⁽²⁰⁾と報告しているように、私的市場は国家調達にとって深刻な脅威になり始めていた。

第2に、もはや現物交換としての商品交換が不可能となった現在、市場の閉鎖は当然にも貨幣を媒介とする商品交換業務を大きく制限せざるを得ない。従って、「地方の県執行委員会、県食糧コミサールに個々の小さな規模の市場を、郡食糧コミサールに村の市場を閉鎖する、換言すれば商品交換を廃止する権限が与えられ、これにより食糧税の徴収は進捗し、この指令は広く普及した」との協同組合の側からの指摘があり、消費中央は、食糧税の徴収と平行して、組織的商品交換の実施を認可するよう、人民委員会に要請した。⁽²¹⁾

市場の閉鎖は、国家商品交換のみならず、勿論協同組合商品交換の場合にも適用された。ツェラブコフ（労働者協同組合）議長 A. グレーヴィッチの署名を付けた消費中央の指令の中で、「…商品交換にとって今の時期〔収穫期＝引用者〕が全く有利である。にも拘らず、一連の県からの情報は、協同組合商品交換が殆ど停止したことを示している。県食糧委は食糧税の徴収時に、農民と商品交換を実施するのを禁止した（主に穀物との交換で）。HKП は地方に

商品交換禁止の指令を出さなかったが、県食糧コミサールは全県または個々の地区で、一時的に商品交換を禁止させる権限を持っている、との公式な説明をツェラブコープは受けている」と、⁽²²⁾ HKПを非難した。

こうした税カムパニアでの市場の閉鎖は、21年6月の食糧会議で採択された決議、即ち商品交換業務は食糧組織の徴税活動と平行して行われ、郡食糧委は県食糧委の許可を得て商品交換のため、市場を閉鎖する権限が与えられる旨の決議が、⁽²³⁾ 否定されたことを意味した。事態は逆転した。徴税のために市場閉鎖が実行された。このような現象は、HKПの法的な商品交換への敵対の結果ではなく、税カムパニアの過程に於ける、いわば、逸脱的行為として現出したものではあったが、これは既に穀物調達手段として商品交換ではなく、事実上税が主力となったことを物語っている。

HKПの商品交換への否定的対応は、現物税徴収のための市場の閉鎖の外にも、幾つかの事例があるが、この底には、多くの地方の食糧活動家が持つ、協同組合への不信感や疑念があることも見逃せない。食糧委は執拗に国家商品フォンドの支出を監視し、トゥーラ県では、県ソユーズは商品フォンドが少ないので、調達のための現金を要求したが、このため県食糧委は県ソユーズとの調達協定を破棄した。⁽²⁴⁾ ドン州食糧委は食糧税を完納した郷と村にのみ商品を取り渡した。⁽²⁵⁾ また別の県食糧委は、HKПと消費中央との一般契約を単なる草案とみて、それを認めず、その活動を妨害した。⁽²⁶⁾ 等々。これら事例はHKПの協同組合不信の証左である。

協同組合の商品交換業務に制限を加えたのはHKПだけでなく、幾つかの県経済会議も協同組合の欠陥が明らかになると、⁽²⁷⁾ 協同組合の権限を制限する措置に訴えた。クレメンチュグでは、州食糧委部隊が国家調達の一部を分担し、サラトフ県では、協同組合活動の指導のため、⁽²⁸⁾ 現地に県経済会議の全権が派遣された。このように国家機関から見れば、協同組合は依然継子でしかなく、国家機関の協同組合への不信感は根強いものがあった。

こうした確執の中で今度は協同組合の方が、HKПと県食糧委は食糧調達の主要な源泉を食糧税と見て、協同組合を以前の未発達なままにし、このような協同組合の無権利状態が活動の最大の障碍となった、とHKПに非難を浴びせた。⁽²⁹⁾ 事実、幾つかの地方では、HKПの明らかな行き過ぎも見られた。徴税の始まる以前に、県食糧委は協同組合商品交換のための市場を急遽閉鎖する決定を下し、この決定は穀物から油、卵にまで及んだ。このため農産物価格は低下し、協同組合が活動を停止したため、競争相手がなくなった私的商人だけがこの決定から利益を得ていた。その後、食糧コミサールはその過ちを認め、決定を翻したが、時既に遅かった。穀物は市場から完全に消えていた。こうして商品交換にとっての貴重な時が失われる場合もあった。⁽³⁰⁾

次章で述べる商品フォンドの運営に於いても、協同組合には大きな掣肘があった。

例えば、HKПは協同組合による商品フォンドの利用に不信を持ち、執拗に国家フォンドの支出を監視し、それを契約で義務付けた農産物以外と交換するのを禁じた。従って、農民の所に穀物余剰が無い場合には、協同組合は穀物以外の生産物と交換する権限を与えられていなか

ったので、穀物との交換に送られた塩が何カ月も寝かされたままになっていた例があった。⁽³¹⁾

НКПからは、実際の県ソユーズの調達は大きいが、それらの調達は消費中央から隠匿され、県ソユーズによって様々な組織との商取引に出されているとも指摘された。⁽³²⁾

こうして、НКПにとって協同組合はプロレタリアートを犠牲にして農民の利益を擁護するものに思われ、私人との取引を強めようとする偏向を持つものを感じられた。⁽³³⁾そして経験不足の協同組合に対し、НКПは「県ソユーズが脆弱で、商品交換実施に準備不足の時には、他の協同組合組織の世話、極端な場合には私人の世話に依拠すること」さえ認めたのである。⁽³⁴⁾

こうした協同組合の状態は権力側からだけでなく、農民の不信をも招いた。ニジェゴロド県では、交換率表の計算が厄介なため、農民は協同組合から商品を受け取る際にごまかしが無いかと怪しんでいた。⁽³⁵⁾

農民にとって、協同組合での商品交換の手続きはいかにも面倒である。例えば農民が10種類の農産物を持ち込むとしよう。まず10ブードの馬鈴薯を協同組合の地区支部に運び、そこから受領係が農民を都市の外れにある別の倉庫につれて行く。農民は計算のため上級事務所 *гравная контора* に、伝票作成のため調達事務所に、次いで分配課に行き、最後に商品受取のため小売店に行って丸一日が潰される。だが農民には販売するための残りの農産物があり、このために更に後3日が必要であった。しかし投機人の所に行けば、そこで直ちに商いがされて、貨幣が手に入ったのだ。⁽³⁶⁾これでは農民が商品交換取引から離反するのも当然と言わねばならない。

要するに、21年の協同組合とは、「地方で協同組合機関は広範な農民大衆からかけ離れ、ソヴィエト陣営からの不信を買っている」⁽³⁷⁾と評されるような状態であった。

(1) А-чук (СП), 1921, № 16-17, 12.

(2) (ПГ), 13 августа 1921.

(3) (Экономическая жизнь), 18 ноября 1921.

(4) (Беднота), 12 апреля 1921, この原因の一つとして、県ソユーズ自体が地方との関係を欠いていたことがある。ニジェゴロド県 (ПГ), 1 октября 1921.), スモレンスク県ゲジャтск Гжатск 地区 (ПГ), 13 октября 1921.), ヤロスラヴリ県 (ПГ), 15 ноября 1921.) から、現地の県ソユーズの情報不足が伝えられている。

(4)-а Максим, (Беднота), 21 сентября 1921.

(5) この対立の一つの要因として、農産物調達に於て現物税と商品交換のどちらを主要な手段と見做すべきかの問題があった。理論上は、商品交換は未来の社会主義的交換形態への移行措置として位置付けられていたが、その実現には様々な困難があった。21年5月の10回党協議会で早くも、商品交換には限界があり、それは補助的な役割しか果たさないであろうことが指摘された (但し、НКП活動家の発言であることに注意しなければならないが)。5月26日の会議でスヴィヂェルスキーは次のように報告した。商品交換ファンドが僅かで、農民にとって極めて不利な交換率の下では、商品交換によって十分な量を調達することはできない、大工業が復活せず、十分な商品ファンドを供給することが出来ない間は、商

品交換は補助的なものであり、国家供給の基礎は税である、と（X 卷. 48）。結論から言えば、これは卓見であった。

- (6) 例えば、食糧人民委代理 Н. П. Бリュхаринов, М. И. Фрумкин の論文 (ПГ, 16 и 22 апреля 1921.)。
- (7) Крамаров М. (Экономическая жизнь), 7 октября 1921.
- (8) (СП), 1921, № 7, 13.
- (9) (ПГ), 3 сентября 1921.
- (10) (ПГ), 17 сентября 1921.
- (11) (ПГ), 4 октября 1921.
- (12) (ПГ), 22 ноября 1921.
- (13) (ПГ), 6 октября 1921.
- (14) (ПГ), 17 сентября 1921.
- (15) (ПГ), 21 октября 1921. 総ての県で商品交換の際に、税納付書の提示が必要であった訳ではない。
例えば、ウラジーミル県では秋の商品交換キャンペーンを促進する目的で、県食糧委は一時的に税納付書の提示無しに、農産物の交換を認可した (ПГ, 1 октября 1921.)。
- (16) (Беднота), 5 ноября 1921.
- (17) (ПГ), 22 октября 1921.
- (18) (ПГ), 25 октября 1921. (ПГ), 1 ноября 1921.
- (19) Ball A. M. Russia's Last Capitalists. Univ. of California Press. 1987, 24.
- (20) XI 卷. №2, 31.
- (21) Тихомиров В. (СП), 1921, № 16-17, 2.
- (22) (СП), 1921, № 16-18, 27.
- (23) (Экономическая жизнь), 29 апреля 1921.
- (24) (ПГ), 25 октября 1921.
- (25) (СП), 1921, № 14-15, 33.
- (26) Максим. (Беднота), 21 сентября 1921.
- (27) 事実、県ソユーズが経済組織と勝手に契約をしたために、商品交換を解体させた例が、ヴィテブスク県であった (ПГ, 1 октября 1921.)。
- (28) (Экономическая жизнь), 21 декабря 1921.
- (29) Кантор М. (СП), 1921, № 16-17, 3.
- (30) Абрамов А. (Экономическая жизнь), 12 октября 1921. ネットと自由商業への敵意から地方権力が市場を閉鎖したり、商品を没収した例も報告されている (Дмиторенко В. П. Указ. соч., 153-54, Ball A. M. op. cit., 35.)。
- (31) (Экономическая жизнь), 21 декабря 1921.
- (32) Германов Л. (Экономическая жизнь), 6 сентября 1921.
- (33) Там же.
- (34) (Беднота), 1 августа 1921.
- (35) (ПГ), 1 октября 1921.
- (36) Омск 県の例. (ПГ), 25 октября 1921.
- (37) Германов Л. (Экономическая жизнь), 6 сентября 1921.

3) 商品交換フォンドの欠陥

協同組合の構造的欠陥に加えて、農産物との交換財である商品フォンドにも様々な問題があった。ここでの主な欠陥は、商品フォンドの不足と交換率の問題にあった。

6) 商品フォンドの不足

商品交換フォンドについては、先ずその絶対量が不足していた。商品交換の実施が決定された当初から、予備調達も含め、最低に見積っても4億ルーブリの農産物を必要とし、HKPIが定めた交換率によれば（工業価格と農業価格の比率を3:1と定める）、これは1億6000万金ルーブリに相当するが、国内生産では7000万ルーブリの商品しか確保されないと、商品フォンドの不足が懸念されていた。⁽¹⁾

このように国家が十分なフォンドを確保できなかった理由として、第1に、外国からの商品の輸入が期待通りでなかったことが挙げられる。⁽²⁾外国からの商品の輸入は、21年には13年に比べ、ほぼ17分の1しかなく、その上この時期の大凶作による国内の食糧事情の急激な悪化のため、輸入量の半分近くが、食糧を中心とした飢餓対策物資であった。⁽³⁾一方、国内の大工業はゆっくりと回復していたが、それでもそれからの商品フォンドは取るに足らないものであった。⁽⁴⁾

それに加え、このような絶対量の乏しいフォンドの送付が遅れた。レーニンが5月中に幾度か商品フォンドの速やかな搬出を促したにも拘らず、⁽⁵⁾国家商品フォンドが県ソユーズの段階まで引き渡されたのは早くて、6月10日であった。⁽⁶⁾収穫期を過ぎた8月末になっても、県ソユーズの1/3が現地で商品フォンドを受け取っていなかった。商品フォンド全体で1550万金ルーブリ、その内45%が織物と糸、約6%が石油、次いで鉄製品、鎌、プラグ、釘、食器等である。これらフォンドの大部分（82%以上）が調達地区に発送されたが、それでも調達量の1/5にも満たなかった。⁽⁷⁾9月になっても幾つかの県ソユーズは県食糧委からまだ商品フォンドを受け取っていなかった。⁽⁸⁾輸送の遅滞の外に、鉄道貨物輸送中の窃盗も頻発し、このため6月1日付条例を發展させ、9月1日付布告により貨物の窃盗に極刑を適用しなければならなかった。⁽⁹⁾

こうした状況は、地方からの様々な情報でも確認される。プスコフ県ソユーズからは、6月15日になってようやく県食糧委から織物3万アルシン、塩4万ブード、石油1.5万ブードを受け取ったが、このような状態では商品交換業務に着手することが出来ない、と報告された。⁽¹⁰⁾ブリャン県ソユーズは、予定された商品交換フォンド、25万アルシンの織物と3万ブードの石油の内、織物5万アルシンを受け取っただけで、石油は全く受け取らず、このため調達業務は著しく支障をきたした。⁽¹¹⁾ヴラジーミル県では、調達任務は500億ルーブリであったのに、県ソユーズに引き渡された商品フォンドは160億ルーブリしかなかった。⁽¹²⁾リャザン県は更に凄じいものであった。10月によって塩、織物、石油からなる国家フォンドが確保されたが、それは調達予定量1億2500万ルーブリに対し、僅か15万ルーブリでしかなかった。そのうえ、実際に調達地区に送られたのはその75%だけであった。⁽¹³⁾

食糧活動家スヴィヂェルスキーが商品交換業務の遅れは協同組合に責任があると批判したの

に対し、協同組合からは国家商品交換ファンドが協同組合に引き渡されていない以上、遅延に罪があるのは **HKП** である、との反論が出されたの⁽⁴⁾も当然と言わねばならない。

こうして各地の県ソユーズから、「商品の欠如のため調達は妨げられている。至急石油、窓ガラス、織物を送れ」（トゥーラ）、「商品の欠如は調達を損なう恐れがある」（クルスク）、「急いで商品を送れ」（ブスコフ）、「至急商品をよこせ、でないと調達が停止する」（チェレボヴェツ）等々の電報が送られた⁽¹⁵⁾。また21年12月22日の11回党協議会で、協同組合活動家ヒンチュークは次のような県ソユーズからの電報を読み上げ、商品ファンドの不足を明らかにした。アクチュビンスク・商品は取るに足らない量、アルハンゲリスク・商品は僅か、ブリャンスク・商品交換は商品欠如のため停止、ヴォログダ・商品は取るに足らない量、と⁽¹⁶⁾。21年の商品ファンドの受取を総括して、9回ソヴィエト大会でヒンチュークは、協同組合は地方の商品を含めて全部で5000万ルーブリの商品ファンドを受け取ったが、これは13年に流通していた商品量の0.3%以下であり、これが地方での私的市場との競争を不可能にした、と報告した⁽¹⁷⁾。当初からの懸念が現実となった。商品ファンドは絶望的にまで不足していた。

これら乏しい商品ファンドさえ、協同組合によって充分に利用されなかった。9月20日までに受け取った商品ファンドの県ソユーズによる利用率は半数が50%以下であり、アルハンゲリスク、ヴィヤトカ、エカチェリンブルグ、ペンザ、タムボフ等、穀物地区を含めて13県ソユーズは25%以下であった⁽¹⁸⁾。

商品ファンドの絶対的不足に加えて、商品の品質も極めて低く、更には地方の需要に合致していなかった。地方からは、「先ず住民が必要としている商品が欠如している。蹄鉄も、装蹄用の釘も、窓ガラスも、鋳物食器も、履物もない」と伝えられた⁽¹⁹⁾。農村市場では、砂糖、窓ガラス、鉄、皮革（ブスコフ県）、塩、マッチ、石油、更紗、糸、針、釘、鋳鉄、織物（ヴォロネジ県）、農業機械、農具、馬具、日用品、織物（ヤロスラヴリ県）、織物、既製服、石油、農機具（イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県）、農具、皮革、金物、馬具（チェレボヴェツ県）、穀物、塩、織物、石鹼、煙草、農具（アルハンゲリスク県）、砂糖、塩、石鹼、石油、釘、織物（サマラ県）、綿布、羅紗、茶器、鋳物、窓ガラス、棒鉄、皮革製品、ベチカ、農具（チュヴァシ州）等に大きな需要があったが、このような商品が欠けていたのである⁽²⁰⁾。

このように必要な商品群が欠けていただけではない。ここでも協同組合の「愚鈍、未経験、未組織性」⁽²¹⁾が現れた。ゴメリ県では出荷された商品ファンドは、その殆どが既にクスターリにより農民に供給されていた物であった⁽²²⁾。ある村ではプラーグ **плуг** の代わりにボタン **пуговица** を受け取った⁽²³⁾。ウクライナのある県に、大口でガラスと織物が送られた。現地ではこれらの需要は大きかったが、農民は協同組合が返品不可能であることを知り、協同組合が値下げを余儀なくされる時まで待っていた。

商品ファンドについても、鎌が収穫後に、石油が夏に、協同組合に発送されると言う、お役所 **по казенному** 仕事が商品交換を損なったのは明らかであった⁽²⁴⁾。

- (1) 《Экономическая жизнь》, 19 апреля 1921.
- (2) 10回共産党大会のレーニンの発言でも、3回消費中央定期会議の協同組合活動家 Я. ブランデンブルグスキーの発言でも、外国からの商品の獲得と言う、未確定な要素に大きな期待をかけていた (Бранденбургский Я. 《Экономическая жизнь》, 13 мая 1921.) ことが分かる。
- (3) CCC. 213.
- (4) 例えば、銃鉄は1920年の生産量 6 億3000万ブードに対し、1921年は7 億5000万ブードが生産されたが、これは戦前の生産量の2.1%でしかなかった。その他の機械工業も戦前比で10%を超えていなかった。特に大工業が回復し始めるのは21年後半であり、前半は依然劣悪な状態にあった (IX съезд советов. 67, 68.)。それ故、21年8月10日付ネップ原理に関する指令の中で、「クスターリ、小工業を大国家経済と農業の補助と見做し、クスターリと職人が自らの生産を正しく発展させ、自らの生産物を自由に処分することが出来るような条件を創り出すことが必要であると認める」 (СУ, 1921, №59, ст. 403.) と規定されたように、大工業生産を補うため、クスターリや小工業の発展が奨励された。従って、地方の協同組合は商品フォンドの確保については現地の工業に依拠するようになる。例えば、カルーガ県では、「協同組合の任務は、この場合農村＝加工生産を促すことである」 (《Беднота》, 17 августа 1921.) とされ、穀物等の調達で92%の成果を挙げたヴラジーミル地区の協同組合全権集会では、商品を市場に送り込んでいた地方工業がこの成果に大きな影響を及ぼしたと言われた (《Беднота》, 22 марта 1922.)。
- (5) Ленин В. И. Полн. собр. соч., т. 52, 198, 232.
- (6) Федотов А. Н., Ватулин Д. Н. (Вопросы истории КПСС), 1961, № 5, 37.
- (7) Натансон Гр. (СП), 1921, № 22, 9.
- (8) Максим. (Беднота), 21 сентября 1921.
- (9) СУ, 1921, № 49, ст. 262. и № 62 ст. 450. 21年夏の2カ月間で、運輸裁判所 транспортный трибуналは、208件の窃盗事件を審理し、709名を有罪とし、内56名を銃殺とした (Трифонов И. Я. Классы и классовая борьба в СССР в начале НЭПа (1921-1923 г.). ч. 2, Л., 1969, 176.)。
- (10) 《Экономическая жизнь》, 29 июля 1921.
- (11) А-чук. (СП), 1921, № 16-17, 11.
- (12) (ПГ), 1 октября 1921.
- (13) (ПГ), 29 октября 1921.
- (14) Крамаров Г. 《Экономическая жизнь》, 19 мая 1921. 同論文は (СП), 1921, № 8-9, 4 にも転載された。
- (15) Швецов А. (СП), 1921, № 25-26, 10-11. 一方、乏しい商品フォンドを調達に完全に利用させるため、21年10月に消費中央は、県ソユーズが貨幣または商品の受取後1カ月以内に調達に着手せず、活動遅延のしかるべき理由を消費中央に提示しなければ、実際の調達量との差を徴収するとの条件付きで、商品フォンドと貨幣を出荷することになった (《Экономическая жизнь》, 1 ноября 1921.)。
- (16) XI кон. № 4, 6.
- (17) IX съезд советов. 162-63.
- (18) Крамаров Г. 《Экономическая жизнь》, 7 октября 1921.
- (19) Швецов А. Указ статья. 10-11. 国家フォンドの商品群の質はツェラブコーブより著しく劣っていたとも言われる (Абрамов А. Указ статья.)。即ち、労働者は労働組織による自分達の農産物調達のために優れた交換財を残しておいたのだ。
- (20) (ПГ), 12 сентября, 1 октября, 15, 24 ноября, 25 октября, 1 ноября 1921.
- (21) Лежава А. (Беднота), 17 августа 1921.

- (22) 《Экономическая жизнь》, 5 июля 1921.
(23) 《Беднота》, 21 сентября 1921.
(24) 《Экономическая жизнь》, 21 декабря 1921.

6) 交換率の不備

商品交換の実施の際、工業製品と農産物は一定の交換率で交換されることになっていた。ここでの問題は、当時定められた交換率、工業価格対農業価格 3 : 1 の比率が適切であったか、更にはこの交換率が市況の変化に対応しえたかに集約される。

制度的には、1921年5月13日に模範平均交換率 *примерные средние эквиваленты* が法制化された。⁽¹⁾そして5月26日の一般契約により、交換率は中央では消費中央、НКП、中央統計局から1名ずつの代表、県では県ソユーズ、県食糧委、県統計局の代表からなる特別交換率委員によって決定され、НКПと県食糧委はこれを変更することが出来る、とされた。これら委員会は、中央では消費中央、県では県ソユーズの下に置かれた。⁽²⁾更に、6月14日付人民委員会議布告「商品交換について」で、交換率委員会に財務人民委員部代表を加え、その同意無しに交換率を定めることが禁止された。⁽³⁾

交換率は戦前価格に基づき、⁽⁴⁾当時の市況を考慮して 3 : 1 の比率が案出されたと言われた。例えば、戦前、穀物 1 ブードが 80 カベイク、更紗 1 アルシンが 14 カベイクであったなら、穀物 1 ブードを 80 カベイク、更紗を 1 アルシン 42 カベイクとする訳である。即ち、戦前は穀物 1 ブードに対し更紗 6 アルシンで交換されていたなら、商品交換では 2 アルシンを受け取ることを意味した。⁽⁵⁾

果してこのように定められた交換率が適切であったか、モスクワ小売価格に関して検討しよう。

1921年1月1日の食糧商品価格指数は、1913年を1とすれば 33800、同じく非食糧品指数は 22000 であり食糧価格は非食糧価格に比べ、1.54 倍になっていた。⁽⁶⁾穀物との交換財として利用された織物を見れば、穀物価格指数が 42300 であったのに対し、織物は 32200 で、ここでも穀物価格は織物価格に対し 1.31 倍であった。⁽⁷⁾

従って、当時の小売価格指数に基づくならば、工業製品に有利な交換比でなく、逆に農産物に有利な交換比でなければならなかったはずである。中央交換率の作成過程は不明であるが、当時相対的にも絶対的にも不足していた商品ファンド＝工業製品を補うため、作為的に工業価格に有利な交換率が設定されたのではないと推定される。⁽⁸⁾これを裏付けるように、ヴラジーミル県では交換率を市場価格に準じて定めたので商品ファンドが不足した、と報じられた。⁽⁹⁾

このような不合理な交換率について、早くから疑問が表明された。21年5月の10回党協議会で、НКП 参与スヴィヂェルスキーは、極めて僅かの商品量と、農民にとって極めて不利な交換率では商品交換は十分に機能しないであろう、と警告した。⁽¹⁰⁾当然にも商品交換の実行機関で

ある協同組合からもこのような交換率に対して反対が表明された。消費中央全権委員大会で例えば、ヴォログダからのコムニスト＝協同組合活動家は、「もし我々がそのような政策〔農民にとって不利な交換率＝引用者〕を実行するなら、農民は我々を理事会から放逐するであろう」と言明した。⁽¹¹⁾

21年12月の9回ソヴィエト大会で商品交換の失敗を総括したヒンチュークは、交換率についてこう報告した。「諸君は異口同音に、定められた交換率は妥当しなかったと述べている。…そのような交換率の下で交換を生じさせるのは困難であった。その後、食糧人民委員部はこのような交換率を維持するのが困難であると確認し、その比率を修正した」と。⁽¹²⁾

以下、交換率のはらむ問題を具体的事例で検討しよう。

各県交換率委員会は中央交換率に基づき、県毎の交換率を定めた。⁽¹³⁾例えば、ペンザ県では交換率委はライ麦1ブードを80カペイク、馬鈴薯1ブードを22カペイク、更紗1アルシンを18カペイク（戦前価格）等に指定し、交換所に価格を明示し、交換所の現有商品と交換に必要なとする農産物の表を毎日掲示することを義務付けた。⁽¹⁴⁾ドン＝ソユーズでは、交換率をトウモロコシ1ブード＝更紗1アルシン＝塩5フント＝オート麦と大麦1.5ブード＝小麦2ブード＝馬鈴薯1/3ブードと定めた。⁽¹⁵⁾オリョール県での交換率は馬鈴薯1ブード＝織物1.5アルシン＝塩7フントであった、等々。⁽¹⁶⁾

明らかに、こうして定められた地方の交換率も実状に合わなかった。例えば、スモレンスク県交換率委員会は穀物の塩との交換率を5：1とし、塩20フントを麦粉1ブードに定めたが、当時の市場では塩25フント以上で交換されており、塩を交換財とする協同組合商品交換は遅々として進まなかった。⁽¹⁷⁾モスクワ県では、中央交換率は大幅に変更された。5：1と定められた塩を除き、県交換率委員会は県ソユーズ統計部の資料に基づき HKП が定めた3：1の交換率で商品交換を実施するのは不可能であると判断し、一時的に交換率を1－2：1にまで修正したが、それでも生産物は入ってこなかった。⁽¹⁸⁾各県の交換率は県全体の平均の枠内で、郡毎の交換率を修正することが出来たが、⁽¹⁹⁾それでも一旦このように固定された交換率は、現実の市場価格の変動に対応出来ず、各地から交換率の不備についての報告があった。ヴォログダ県からは商品交換にとっての大きな障碍は不動の交換率である、ヴラジーミル県からは交換率は現実性と柔軟性がなくその適用は稀である、⁽²⁰⁾ニジェゴロド県からは交換率表で確定された価格では商品交換は成果を挙げなかった、⁽²¹⁾イヴァノヴォ＝ヴォズネセンスク県からは交換率の確定が不公平である等々、⁽²²⁾が伝えられた。ヴィテプスク県では、夏の商品交換の失敗についての総括の中で、「…最大の過ちは、市場交換が行われていた現実の市場価格と全く合わない固定的交換率を定めたことである。理論上は戦前までの価格関係からの算定で導かれた固定的交換率の確定は、現在の経済的実状に対する最も許し難い過失 rpex である」とまで言われた。⁽²³⁾

7月初め頃までに各県ソユーズで交換率が定められたが、中央交換率と同様にこれら交換率も当初から現実の価格比に合致したものでなく、農産物に不利に設定されていた。ある協同組

合活動家は、これを НКП の「交換率の近視眼的政策」と呼んだ。⁽²⁴⁾

ヒンチュークが指摘したように、協同組合の「商品価格は元々我々が市場で競争させることが出来るものとは程遠かった」⁽²⁵⁾が、後述するように自由取引の認可と共にかつぎ屋が大挙穀物地区に押し寄せ、労働者組織も穀物を漁ったために穀物市場価格は更に高騰し、固定的交換率と現実の価格との乖離は益々大きなものとなっていた。

- (1) Удинцев Б. Д. Указ статья, 143. 既に5月13日公表の論文で、工業製品と農産物との価格比、3対1の交換率が述べられている（Экономическая жизнь, 13 мая 1921.）。
- (2) СП, 1921, № 8-9, 36.
- (3) 同布告では、財務人民委員部にこれらの権限を付与したのは、「国家歳入を増加するため商品交換を最もうまく利用する目的」とされた（СУ, 1921, № 50, ст. 278.）。
- (4) 消費中央によって採用された主要農産物の戦前価格は以下。飼料用穀物79, 肉720, 馬鈴薯20, 小麦85, 亜麻480, 羊毛800, 皮革192; 単位カベイク/1ブード（Экономическая жизнь, 7 октября 1921.）。
- (5) IX съезд советов. 161. だがこの根拠となる戦前価格は疑問である。別の資料では戦前（1914年）自由市場で農民は仲買人に穀物1ブードを2ルーブリで販売し、農村小売店で更紗を1アルシン18カベイクで購入していた。即ち穀物1ブードは更紗11アルシン。18年には同じく穀物が30ルーブリ、更紗が6ルーブリで、穀物1ブードが更紗5アルシンと交換されていた（Орлов Н. Известия НКП, 1918, № 4-5, 8.）。
- (6) Вайнштейн А. Л. Указ. соч., 31.
- (7) Там же, 31-32.
- (8) この推測は21年5月の3回消費中央定期会議での、ブランデンブルグスキーの発言を根拠としている（СП, 1912, № 8-9, 2.）。
- (9) ПГ, 1 октября 1921.
- (10) Хкон. 48.
- (11) Германов Л. Экономическая жизнь, 6 сентября 1921.
- (12) IX съезд советов. 161.
- (13) 例えば、チェレボヴェツ県とシムビルスク県の交換率委が定めた交換率については各々, Экономическая жизнь, 6 и 29 июля 1921. を参照。
- (14) ПГ, 22 октября 1921.
- (15) СП, 1921, № 10-11, 21.
- (16) Хкон. № 4, 4.
- (17) Абрамов А. Указ статья.
- (18) СП, 1921, № 38-39, 17.
- (19) ニジェゴロド県の例については СП, 1921, № 16-17, 10. 参照。
- (20) ПГ, 1 октября 1921.
- (21) СП, 1921, № 16-17, 10.
- (22) ПГ, 25 октября 1921.
- (23) Варейкис И. Правда, 1 сентября 1921.
- (24) Некрасов Н. СП, 1921, № 24, 4.
- (25) IX съезд советов. 164.

4) 商業の展開

商品交換にとっての最大の脅威は、自由市場の展開であり、これは商品交換制度を崩壊させただけでなく、21年春の新しい経済政策、即ち、市場を限定して生産物交換へ移行しようとする過渡期の経済政策の構想をも解体させ、市場＝貨幣関係に基づく社会主義経済の建設＝ネッブを生み出す要因となった。⁽¹⁾

法制史的には次のように商業が合法化された。

先ず、10回共産党大会直後の21年3月28日付布告で、ベンザ、ペルミ、ヴィヤトカ、トヴェリ、ヤロスラブリ等の割当徴発を完了した41県とその他の共和国での穀物の、サマラ、トヴェリ等15県とタタル共和国で干草の荷馬車輸送が認められ、これら地区での食糧取締部隊が廃止された。^{(1) -a}

この布告では、3月21日付割当徴発から現物税への移行に関する布告に見られた、地方的取引の制限がなく、⁽²⁾食糧買付に入々が溢れた。4月14日付でチェリャビンスク県執行委員会議長は、「チェリャビンスク、更にはシベリアへと食糧闇商人の巨大なうねりが流れ込んだ。…食糧闇商人達は列車を占領し、別々にして大きな荷物を幾口かに分けて乗り込んである。…チェリャビンスク県の食糧闇商人の氾濫は、文字どおり播種カムパニアを挫折させる恐れがある」とレーニン宛に打電した。⁽³⁾

とは言うものの、3月28日付布告によれば、以上のチェリャビンスク県でのような穀物の売買活動そのものは合法であり、完全播種をせずに販売する農民のみが播種委員会による処罰の対象であった。

全国的に農村市場が合法化されるのは、4月22日付 HKП 指令で、3月28日布告が全国に拡大されるまで待たねばならず、⁽⁴⁾農産物以外の市場の合法化は、5月24日布告でクスターリ＝小工業製品との売買が認可されるまで待たねばならなかった。⁽⁵⁾

だがそれ以前に、都市市場は事実上「合法化」されていた。当時の状況をペトログラード県財務部は、「私的商人達は自らを合法的状態と感じて、市場へおびただしい量のあらゆる商品を放出し、市場の地面を埋め尽くした。だが商業の認可は、ようやく5月に始まったばかりなのだ…」と報じた。⁽⁶⁾尤も、内戦期にも都市市場が消滅したのではなかったが。⁽⁷⁾

農村市場については、まだ穀物売買が合法化されていないウクライナやクリミアにも大量の食糧闇商人がやって来た。「鉄道に沿って何か灰色の昆虫が蠢めいていた。これは一面、食糧闇商人の灰色の大衆が群がった列車である。彼らの下になって、貨車も、機関車も、屋根も、デッキも、連結部も見えない…」と、その有様を特派員は伝えている。⁽⁸⁾ロストフ＝ナ＝ドヌーでは、4月末には毎日1万人以上が到来していた、と報じられた。⁽⁹⁾こうした食糧闇商人は、21年4月中旬でウクライナで20万を数え、このためウクライナとクリミアに2580人から成る食糧取締部隊が出動した。⁽¹⁰⁾

こうした堰を切ったような「下からの」穀物自由商業の動きに対し、4月22日付で穀物の自

由商業を全国的に合法化すると共に、4月28日付で、3月28日付布告を追補して食糧の搬出量を制限する規程が出された。これにより旅客小荷物 багаж は4プード、手荷物 ручная кладь は単一の食糧1プード以内の条件で、鉄道と水運での食糧貨物輸送が追認され、⁽¹¹⁾荷馬車輸送以上の範囲で商業を展開する法的根拠が与えられた。これは地方的取引の制限を解除した代わりに、食糧搬出量を制限する措置であった。⁽¹²⁾

こうして、スモレンスク県から報告されているように、私的商人が再び舞台に登場したのである。早くも5月19日の全ロシア中央執行委幹部会会議で、至るところにかつぎ屋の大群が現れ、定められた価格が損なわれている事実が指摘された。⁽¹⁴⁾既に6月中にカザン、シムビルスク、ペンザ、ヴィヤトカ、そしてペルミやその他の諸県では、大量のかつぎ屋によって商品交換は解体されていた。⁽¹⁵⁾凶作を蒙ったシムビルスク県では穀物市場は唯一かつぎ屋によって供給されていた。⁽¹⁶⁾そしてこのかつぎ屋行為とは、内戦期にそうであったように、⁽¹⁷⁾全体として見れば、投機よりむしろ個人的な、自然発生的な食糧の獲得手段であり、生存を賭けての闘争であった。

勿論、この時期の投機人の存在を無視することも出来ない。都市にも投機人が巢食っており、小売店、クスターリとして「自由」商業を営んでいた。余剰を持って来る農民から、必ずしも個人消費のためだけでなく、高騰した価格で販売するために、彼らは卸値で買付けていた、と既に21年4月に報じられている。⁽¹⁸⁾しかし、営業としての商業はようやく21年7月19日付布告で合法化され、これにより16歳以上の市民が屋内、広場、市場、バザールで、農産物とクスターリ、工業製品を販売し、交換することが法的に認可されたのであった。⁽¹⁹⁾明らかに民衆の商業活動は合法化に先行していた。

こうして十月革命後も、私的商業は秘密裡に、もしくは半合法的市場で、その活動を停止することはなかったが、今やこの私的商業が公然と姿を現したのであった。⁽²⁰⁾21年末の9回ソヴィエト大会では、ソヴィエト社会の変遷が次のように描写された。都市に於いては「音楽喫茶 кафе-шантан、菓子店、ピローク店等々の形でその復活を祝っている小投機的、かつぎ屋的、高利貸的資本」と、農村に於いては「安く手にいれ、高く売ろうとする、勿論、我々にとって全く余計な生産者と消費者の間の不必要な仲介人」が見られるようになった、と。⁽²¹⁾商業が復活したのである。

市場を合法化した以上、貨幣の安定が図られねばならない。

既に10回党大会でE. A. プレオブラジェンスキーが指摘したように、紙幣発行で国家財源を補い、⁽²²⁾労賃の一部を貨幣で支払うためにも紙幣価値を回復させなければならなかった。⁽²³⁾（当時のインフレについては、「6）交換率の不備」で触れた価格指数を想起してもらいたい）。

10回党大会後間もなくレーニンの提案で、中央委員会と人民委員会の下に財政委員会が設置された。⁽²⁴⁾これまでの「出来るだけ多く流通させる」紙幣発行政策が改められ、この時期の貨幣政策は紙幣の発行と分配の問題に限定されていたとは言え、⁽²⁵⁾ようやく通貨安定政策が採られたのである。⁽²⁶⁾21年7-9月には市場での通貨の安定が見られるようになり、⁽²⁷⁾このため収穫後に

は農民との貨幣取引が一層促進された。そしてこの時期以後、国家が私的商業の活動範囲を拡大する法令を次々に発布するのは偶然ではない。⁽²⁸⁾

21年春の現物税布告発布の当時は、貨幣取引は否定されるべきものであった。「労働者が組織的に貨幣で〔穀物を＝引用者〕購入するなら、彼らは投機人と同一視されるであろう」と、言われた。⁽²⁹⁾しかし状況は変化しつつあった。農民は内戦期に於ける貨幣の破滅的減価のために、21年4－5月までは貨幣をボイコットし、一定の物質的価値でのみ農産物と交換していたが、それ以後至るところで逆の現象が見られるようになった。農民は貨幣を喜んで手に入れるようになったのである。⁽³⁰⁾

地方からの報道もこれを裏付けている。サラトフ県ソユーズは紙幣と商品交換制度で様々な生産物を自由な価格と条件で購入していた。⁽³¹⁾イヴァノヴォ＝ヴォズネSENSK県では農民は主に現金に関心を持つようになっていた。⁽³²⁾サマラ県やヴォロネジ県では農民は喜んで貨幣と交換に生産物を引き渡し、協同組合は私的市場との競争を日毎に感じるようになっていた。⁽³³⁾8月のネップに関する指令の中では、商品交換は「可能で有利な所では交換の貨幣形態に移行しなければならない」と指示されるようになった。⁽³⁴⁾9月になると、貨幣の復活の進行は激しく感じられるようになり、貨幣は市場ではっきりとした農民の共感を得ており、これは中央より地方で遥かに強力に感じられていたと言われた。⁽³⁵⁾こうした貨幣取引の復活は、市場に於ける協同組合の活動を不利にただでなく、特に地方で切実になっていた紙幣不足は、益々協同組合の活動を困難なものにしていた。

要するに農民は厄介な商品交換制による交換を好まず、貨幣取引に走ったのである。これについては、次のような報告がある。

協同組合は一時期強力に商品交換業務の実施に努めたが、結果は極めて取るに足らないものであった。農民は稀に商品交換に向かったが、多くの場合、投機＝商人の小売店に行き、そこで高価な購入をしている。協同組合に農民が飛び込み、1ブードの布切れを手に入れたいとの意向を述べる、協同組合は満足な布切れを与えるが、これに対して20ブードのオート麦が要求される。農民は20ブードのオート麦の余剰を持っているが、彼はそうするのを拒否し、協同組合小売店へ行き、1フント当り6ルーブリで布切れを手に入れ、農民は商品交換無しで済ませたことに満足する。当時オート麦1ブードは7万ルーブリ、即ち商品交換ではオート麦20ブード＝140万ルーブリであったが、農民は240万ルーブリを貨幣で支払ったことになる。〔1ブード＝40フント〕これは、農民の小ブル的所有的心理によって説明され、減価にも拘らず、農民は貨幣無し取引形態を望んでいない。⁽³⁶⁾

農民にとって過渡期の経済構想云々は無縁であり、重要なのは損得勘定と便宜性だけであった。上に引用した感覚こそが、農民の所謂「小ブル的心理」と呼ぶべきものであった。貨幣は生き残り、自由市場は復活した。

10回党大会でプレオブラジェンスキーは農村市場の復活について、「百姓はクスターリにベ

ったりして、持っている余剰生産物を先ずクスターリに売り、その後⁽³⁷⁾に労働者、大工業に売ると、農民への警戒の念を露わにした。しかし現実には農民にとって自由商業の復活は有利に作用しなかった。農村市場にとって、都市住民、特に労働者組織こそが脅威であった。彼らは個人と言わず、組織と言わず、農村になだれ込んだ。「たった一つの食糧についての宣言だけで、最初の日に直ちに食糧闇取引が強まった。4月末、ロストフに毎日1万人が到着した…彼らに続き、組織された消費者、組織された闇商人になる彼らが列をなしていた。組織された闇商人の群れは、4月7日付の現物プレミア布告の実施に応じて強大になった」⁽³⁸⁾。こうしてペトログラード、モスクワ、イヴァノヴォ=ヴォズネセンスクをはじめとする工業地区の労働者が隣接部の農民とかつぎ屋行為を行ない、これが組織的商品交換を崩壊させ、前年に引き続く、労働者の「巡礼 паломничество」とも呼ばれた、このような市場での労働者自身による組織的買付は、協同組合に対する労働者の不信を反映している、と言われた。⁽³⁹⁾

21年秋のトヴェリ県ソユーズによるかつぎ屋に関する調査がある。ペトログラードとモスクワの中間に位置するこの県には、特にモスクワとペトログラードから「無料パス」でやって来た鉄道従業員、労働者証明書 документы рабочихを持ち出張でやって来た労働者が大量にいた。⁽⁴⁰⁾ 彼らはそれとはっきり分かる買付=投機人であった。かつぎ屋により提供される商品は非常に様々で、十分に農村住民の需要と注文に合致し、価格は通常、協同組合より安かった。更に、彼らの商品の供給に応じて、地方の価格が左右される場合すらあった。概算で、かつぎ屋は毎週4-5万プードの穀物=飼料と10-12万プードの馬鈴薯、その他の野菜を県外に運び出していた。⁽⁴¹⁾ この時期9月1日現在までに、国家商品交換により穀物=飼料は15万プード、馬鈴薯は7万プードしか調達されていなかったのに。⁽⁴²⁾

一方、地方の県執行委員会が労働者組織による買付を禁止した例が、5月19日の全ロシア中央執行委幹部会で報告されている。それによれば、モスクワ・ラブコフの90組織が、現地での食糧買付け禁止措置のためまだ食糧を搬入できず、その内10組織は食糧を持たずに引き返した。ウファー県では、播種カムパニア終了まで買付が認められなかった。ここでの報告者（ドロジン Дрожин）は、そのような地方権力による買付け禁止措置の決定は、ソヴィエト権力の布告に矛盾していると、都市労働者を擁護するのであるが、その彼もモスクワの労働組織の代表が地方との関係を侵犯し、現地の交換基準を破壊している事実を認めざるをえなかった。⁽⁴³⁾

既に触れたように、収穫後の税カムパニアでは、食糧税徴収のための市場の閉鎖をも含めて、私的取引が大きく制限された。このような措置自体が、市場の広範な展開を証明するものであるが、消費中央理事 B. チホミロフが8月16日の人民委員会に報告したように、このような市場の閉鎖は、協同組合による商品交換の実施を停止させ、かつぎ屋、投機人、私的商人のみに穀物買付けをおこなわせ、益々市場を混乱させる結果となった。⁽⁴⁴⁾

そしてこのような都市労働者による無政府的な穀物の買付けは、農業価格を高騰させ、工業価格を低下させ、協同組合による調達をこれまで以上に困難にした。8月にはツェラブコフ

議長 A. グレーヴィッチの名で、「個々の労働者グループと協同組合の非組織的動きは、計画的協同組合調達を完全に損なう恐れがあり、多くの地方で農産物の信じられない程の高騰と、都市工業生産物の低下をもたらした」との声明が出された。⁽⁴⁵⁾

穀物価格については、3月に穀物の自由交換が認められると、都市での穀物市場価格は一時的な低下を見せた。⁽⁴⁶⁾しかし農村では予想された低下がなく、逆に穀物価格が高騰した。⁽⁴⁷⁾収穫時の8月までこの傾向は続いたが、自由市場でのこれら無政府的買付けが、穀物価格を高騰させた大きな要因であった。例えば、トヴェリ県では、鉄道従業員が農産物を大量に買付けたため、それらの価格が異常に高騰し、協同組合は定められた交換率で購入することは不可能になり、市場価格に換算し1ブード2万ルーブリの馬鈴薯が6万ルーブリで購入されていた。⁽⁴⁸⁾ニジェゴロドとツァーリツィン県では、農産物価格が猛烈に上昇し、労働者組織は定められた交換率では調達が出来ず、穀物1ブードで交換されていた織物10-12アルシンは馬鈴薯1ブードとしか交換できなくなった。⁽⁴⁹⁾逆に工業価格については、プスコフ県で見られたように、ペトログラードとモスクワから大量のかつぎ屋が訪れ、彼らが提供する工業製品の供給過剰と競合のために、これら価格は低下した。⁽⁵⁰⁾当然にも、このような穀物価格の上昇は穀物調達を著しく妨げたことは言うまでもない。

(1) ネップ成立の構造に関しては、梶川伸一「ネップの開始と商品交換制」『歴史学研究』1989年3月号(591号)参照。ソヴィエト史学では、依然として21年3月の10党大会をネップの開始とし、21年末から22年初めにネップの移行が完了するとの通説の枠から抜けでてはいないが、最近の研究ではようやく商品交換が過渡期の経済政策の中に正しく位置付けられ、商品交換の失敗がネップへの移行の一つの転換点であると認識されるようになった。例えば、新しいシリーズ『ソヴィエト農民史』の中では、21年秋以後商品交換の失敗が明らかになったとき、レーニンはよりゆっくりした社会主義建設への前進を必要と見做し、共産主義への直接的移行を放棄したと、指摘されている(История советского крестьянства, т. 1, М., 1986, 226.)。付言すれば、ネップとは、①貨幣交換→②商品交換→③生産物交換というレーニンの過渡期構想の②段階から①段階、即ち貨幣=自由市場の利用の段階への後退を意味する。

(1)-а СУ, 1921, № 26, ст. 149.

(2) 3月21日布告では、交換は「地方的経済範囲内で認められる」との制限がつけられたが、ここでは播種カンパニアに関連し、収穫前の穀物と馬鈴薯の販売が禁止されているだけである。

(3) Дмитренко В. П. Указ. соч., 56-57.

(4) 〈Беднота〉, 21 апреля 1921.

(5) СУ, 1921, № 40, ст. 212. 営業としての商業が規定されるのは7月19日付指令(СУ, 1921, № 57, ст. 356.)。

(6) Трифонов И. Я. Указ. соч., 48.

(7) 内戦期には平均して半分以上の穀物を都市住民は自由市場で購入していた(Кабанов Б. Б. Указ. соч., 158.)。例えばモスクワ最大の、そして闇市の代名詞ともなったスハレフカの内戦期に於ける役割については、Федоров П. 〈Известия НКП〉, 1918, № 8, 23-24. Магон Г. 〈Правда〉, 5 марта 1921. 参照。

- (8) Трифонов И. Я. Указ. соч., 47-48.
- (9) Германов Л. (Правда), 16 июля 1921.
- (10) Трифонов И. Я. Указ. соч., 47-48.
- (11) (СП), 1921, № 8-9, 37. см; Рубинштейн Г. Л. Указ. соч., 152.
- (12) 内戦期にも, 1918年10月までモスクワとペetroградの勤労者に対して, 1.5ブード以内での食糧自由輸送が認められていた (Рубинштейн Г. Л. Указ. соч., 118. Крицман Л. Героический период великой русской революции. изд. 2-ое М. -Л., 1926, 140.).
- (13) (ПГ), 16 августа 1921.
- (14) (Известия ВЦИК), 21 мая 1921.
- (15) (ПГ), 16 августа 1921.
- (16) (ПГ), 25 октября 1921.
- (17) Кабанов Б. Б. Указ. соч., 151.
- (18) (ПГ), 2 апреля 1921.
- (19) СУ, 1921, № 57, ст. 356.
- (20) Carr E. H. The Bolshevik Revolution, vol. 2, (Penguin books), 334-35. 1921年の商業はその多くが食糧を商っていた。例えばペetroград市で営業パテント数の84.6%がこれに該当した (Рубинштейн Г. Л. Указ. соч., 158-59.)。
- (21) IX съезд советов. 93, 169. 21年末の驚くばかりの商業の復活に関して Ball A. M. op. cit., 15-16. 参照。
- (22) 11回党協議会で, カメネフは「我々は2億3000万ルーブリで表される我が国家予算の赤字を, 紙幣発行で補っている」と報告した(XI кон. № 1, 13)。
- (23) Десятый съезд РКП (б). 245, 246.
- (24) Ленин В. И. Полн. собр. соч., т. 52, прим. 381. 3月27日にレーニンは, 同委員会議長プレオブラジェンスキーに, 「まさに現在, 現物税と交換(穀物との)の際に, …貨幣単位の「健全化」について体系的に語り始めることが我々には必要である」と書いた。
- (25) Атлас Э. В. Социалистическая денежная система. М., 1969, 197.
- (26) См ; X кон. 50-53.
- (27) 但し, この時期の通貨安定は商取引の季節的拡大によって説明され, 財政建設の成功は22年5-8月まで待たねばならない(История социалистической экономики СССР, т. 1, М., 1976, 112-13)。
- (28) Ball A. M. op. cit., 21.
- (29) Евсигкеев А. (Беднота), 5 июня 1921.
- (30) Германов Л. (Экономическая жизнь), 6 сентября 1921. 勿論, この時期全土でこのような状況が現出したのではなく, 例えばウラルの7月市場では農民は貨幣では何も交換せず, 乳製品と卵のみが交換財であった((ПГ), 16 августа 1921.)。
- (31) (Беднота), 18 августа 1921.
- (32) (ПГ), 25 октября 1921.
- (33) (ПГ), 12 и 24 ноября 1921.
- (34) СУ, 1921, № 59, ст. 403.
- (35) Калинин М. (Беднота), 17 сентября 1921.
- (36) Сулковский Ф. (Правда), 7 декабря 1921.
- (37) Десятый съезд РКП (б). 428.

- (38) Германов Л. (Правда), 16 июля 1921.
- (39) (Экономическая жизнь), 21 декабря 1921.
- (40) Земский Ф. (СП), 1921, № 18-19, 19-20.
- (41) (Экономическая жизнь), 30 ноября 1921.
- (42) (ПГ), 6 сентября 1921.
- (43) (Известия ВЦИК), 21 мая 1921.
- (44) (СП), 1921, № 16-17, 20.
- (45) Там же, 28.
- (46) Евсигкеев А. (Беднота), 5 апреля 1921.
- (47) (ПГ), 2 апреля 1921. Новгородская и Курская губернии отчитываются, беднота на рынке отрицательно реагирует на это, в этот период в (Известия ВЦИК), 22 мая 1921., такая реакция на высокие рыночные цены на хлеб. Беднота обычно, хлеб продает, а не покупает.
- (48) Земский А. Указ статья. 19-20.
- (49) Германов Л. (Правда), 16 июля 1921.
- (50) (ПГ), 30 августа 1921.

* * * * *

21年10月29日の7回モスクワ県党協議会でレーニンは商品交換の失敗を公然と認め、新たな転換を示した。「商品交換は崩壊した。それが売買となって現れた、と言う意味で崩壊した。…後退が不十分であったと言うこと、更なる後退が必要であること、国家資本主義から、売買と貨幣流通の国家規制に移行すると言う、更なる後退が必要であると言うことを認めなければならない⁽¹⁾」。

この21年秋以後に見られる「更なる後退」こそがネップであり、既に述べたように、これは春の構想を超えた新しい状況であった。農民による貨幣交換でさえ、ある協同組合活動家にとっては予測外れの状況であった⁽²⁾。市場で私的商人と競合するには協同組合と国家機関は余りにも無力であった。21年の市場の役割を省みて、ヒンチュークは、「協同組合が国家から得ていた以上の商品が自由市場に投げ出されていた。私的資本は眠っていなかった。それは徐々に大きな意義を獲得してきた」と評した⁽³⁾。その後も穀物市場は殆ど総てが私的買付人と商人の手にあった⁽⁴⁾。こうして少なくとも23年秋までは、ソヴィエト農村商業は専ら市場の競争力に支配されるようになったのである⁽⁵⁾。

(1) Ленин В. И. Полн. собр. соч., т. 42, 207-08.

(2) Некрасов Н. (СП), 1921, № 16-17, 5.

(3) ХИкон, № 4, 5.

(4) Козеренко Н. П. Хлебная торговля. Киев, 1925, 83.

(5) Сагг Е. Н. op. cit., 342.